

平成31年 第2回須賀川市農業委員会総会議事録

平成31年第2回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 平成31年2月 7日(木)
- 2 招集通知日 平成31年2月 7日(木)
- 3 招集日時 平成31年2月18日(月)午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(7名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	粟野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 18名

7 欠席農業委員 1名 2番 粟野 一栄

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	小塩江	橋本 克也	小塩江	安藤 雅裕	大東	國井 美治
大東	関根 要一	長沼	横川 良雄	長沼	松川美智夫	大東	熊谷 聡

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 7名

9 欠席農地利用最適化推進委員 1名 國井美治

欠席農地利用最適化推進委員代理出席 熊谷 聡

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会 事務局 長 須田 俊弥
主幹兼局長補佐・農地係長 戸田 正樹
主任主査兼農政係長 三島木 修
産業部農政課 主 事 佐藤 美佳

11 議 案

議案第 1 号 農用地利用集積計画について

議案第 2 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について

議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 6 号 平成 3 1 年(2019 年)農業労働賃金標準額改定について

議案第 7 号 須賀川市農業委員会規則の一部改正について

議案第 8 号 須賀川市農業委員会事務局規程の一部改正について

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 3 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 4 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

報告第 5 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

その他

12 開 会 (午後 1 時 3 0 分)

13 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

14 須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文 農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第6条の規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号1番 車田 文彦 農業委員と3番 小枝 宏嗣 農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後2時50分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

平成31年2月19日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

＜別 紙＞ 審 議 内 容

平成31年 第2回総会

平成31年2月18日（月）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

農政課 佐藤主事説明

議 長 只今、説明について、ご質問等は、ありませんか。

（質疑は、なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画について」異議の無い農業委員は挙手を願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第1号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり議決し、決定することといたします。次に、議案第2号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

農政課 佐藤主事説明

議 長 只今、説明について、ご質問等は、ありませんか。

（質疑は、なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第2号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第2号「農用地利用配分計画(案)に関する意見(案)について」は、計画案のとおり決定する旨の意見といたします。次に、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 須田事務局長 説明

議 長 続いて、受理番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第1号については、遠藤敏雄農業委員から説明願います。

6番遠藤敏雄農業委員 受理番号第1号について、説明いたします。國井推進委員体調不良のため、熊谷聡推進委員と調査して参りました。譲渡人と譲受人は、同地区内居住者の関係にあります。前から三瓶氏が自作地の隣りにある村越氏の土地（申請地）を耕作していた関係で譲渡人から買受けを望まれ今回話しがまとまったものです。価格も互いの話し合いで決定されたものであり、許可上特に問題はないと思われまして委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして受理番号第2号に移ります。横川良雄推進委員から説明願います。

横川良雄推進委員 受理番号第2号について説明いたします。

申請人は同居の親子の関係であり、貸人の勲氏が高齢となり後継者に20年間の使用貸借権を設定し経営を移譲するものです。許可上特に問題は無いものと思われまして。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次の受理番号第3号は、橋本克也推進委員から報告願います。

橋本克也推進委員 受理番号第3号について説明いたします。2月10日に井上氏に電話確認で話しを伺った。譲渡人井上氏は、塩田地区に実家がありました。相続の関係で自分名義の農地が一部残っているが今後も戻る考えは無いとのこと。譲受人柳沼氏とは友人の友人の関係にあり、以前にも柳沼氏に農地を購入してもらった経過があり今回も相談して話しがまとまったとのこと。売買価格も互いの合意で決定したものであり、許可上特に問題は無いものと思われまして。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 次の受理番号第4号と第5号は調査委員が同じで関連があるため併せて遠藤敏雄農業委員から説明願います。

6番遠藤敏雄農業進委員 第4号について説明いたします。譲渡人江藤氏と譲受人添田氏は、隣近所に住む同級生の関係です。長年添田氏が申請地を借受け耕作していました。江藤氏が添田氏に売買の相談をしたところ話しがまとまったものです。第5号についても譲渡人佐藤氏と譲受人添田氏は、同じ屋敷に住んでいる関係です。申請地の内1筆を添田氏が長年借受けて耕作していましたが、今回申請のとおりもう1筆加えて売買の相談をしたところ話しがまとまったものです。添田氏は、会社勤めしながらの営農ですが農業従事者や農機具等も揃っており許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして受理番号第6号に移ります。松川美智夫推進委員から説明をお願いします。

松川美智夫推進委員 第6号について説明します。2月10日に矢部農業委員と齋藤氏から聞取りを行って参りました。譲渡人佐藤氏は以前は申請地の近くに住んでおり後に事情で現在地に住んでいます。両者は、知人の関係で畑が隣りでもある関係で齋藤氏が昔から草刈り等の管理をしており、譲渡人の売買の申出によりまとまったものです。売買価格も互いの話し合いで決定されたものであり問題は無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に移ります。受理番号第7号と第8号は調査委員が同じですので続けて秋山吉治推進委員から説明をお願いします。

秋山吉治推進委員 第7号について説明いたします。2月12日小林農業委員と鈴木孝一宅を訪問し聞取りをして参りました。申請地は、鈴木孝一氏自宅の裏にある畑であり長年耕作されない状態のた

め孝一氏から売ってほしいとの申出を行い話しがまとまった
ものです。売買価格もお互いの話し合いにより決定し、何ら
問題は無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく
お願いいたします。

続けて第 8 号について説明します。譲渡人河上氏と譲受人
横田氏は、同地区の隣人の関係です。河上氏は高齢で離農す
るため、申請地近くを耕作している横田氏に相談し話しがま
とまったものです。売買価格もお互いの話し合いにより決定
し、問題は無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろ
しくお願いいたします。

議 長 只今、申請番号順について説明がありました。質問等ありませんか。
(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の
規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農
業委員は挙手願います。
(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許
可申請適否決定について」許可することを決定することといたします。
次に、議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定
について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 説明

議 長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した
最適化推進委員からお願いいたします。関根要一推進委員。

関根要一推進委員 申請受理番号第 1 号について報告します。本件について昨
日に調査を行って来ました。申請地は、自宅の南側に位置し農
地区分は、第 2 種であり 10 年前から耕作していない状態でした。
太陽光設備は、パイプの簡易式で雨水の排水処理は隣接す
る側溝に流出させ、土砂の流出は無いとのことであり、農地の
集団性を阻害するものではなく付近の農地には影響を及ぼす

ことは無いものと考えられます。近隣の土地所有者からも同意を得ているとのこと。許可上問題は無いものと思われま。各委員の審議をお願いします。

議長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の適否決定について」申請のとおりの内容で許可相当に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の適否決定について」申請のとおり許可相当の意見を付し県に進達することといたします。次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。橋本克也推進委員。

橋本克也推進委員 受理番号第1号を説明いたします。申請地は、阿武隈川からの内水被災農地でここ数年作付けしておらず耕作放棄地となっていました。土地の有効活用を図りたい譲渡人と譲受者との協議を重ねて今申請となったものです。農地の集団性を阻害することは無く、周りへの悪影響は無いものと思われま。許可上問題は無いものと思われま。各委員の審議をお願いします。

議長 続きまして受理番号第2号に移ります。安藤雅裕推進委員から説明をお願いします。

安藤雅裕推進委員 受理番号第2号について説明いたします。11日現場、12日申請人に聞き取りを行い、内容は、資料に記載されているとおりであることを確認して参りました。

申請内容は、農地の集団性を阻害することは無く、周りへの悪影響は無いものと思われます。許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議をお願いします。

議長 続きまして受理番号第 3 号を関根要一推進委員から説明をお願いします。

関根要一推進委員 受理番号第 3 号について説明いたします。昨日、譲受人草野氏に聞き取り調査をして参りました。譲渡人渡邊氏と譲受人草野氏は、となり同志の関係です。渡邊氏は、入院中で今後は農業が出来る状態では無いとのこと。草野氏は、会社を経営しており業務拡大で駐車スペースが不足するため会社に隣接する申請地を求めるための申請です。申請内容は、周辺への悪影響を及ぼすものは無く、売買価格なども互いの話し合いで決定したものです。許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議をお願いします。

議長 続きまして受理番号第 4 号を松川美智夫推進委員から説明をお願いします。

松川美智夫推進委員 受理番号第 4 号について説明いたします。栗野農業委員と調査して参りました。申請は、(株)わかすぎ工務店及び住居家屋等が国道 118 号線道路拡張するため一式移転するものです。申請地は、現在地に隣接し昨年の 7 月に農振農用地区域から除外する審議されたものです。以降に除外の手続きも終了したものであり、周辺への悪影響を及ぼすものは無く、一時資材等を置くなど不適切な利用をしていたため農地へ復元する確約書も提出がなされ、今申請前に確約書のとおり復元されたことも確認いたしました。許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議をお願いします。

議長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はありませんか。

(他に質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」申請のとおり許可相当とすることに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可相当で県に進達することといたします。次に、議案第 6 号「平成 31 年(2019 年)農業労働賃金標準額改定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木主任主査兼係長 説明

議長 只今、事務局から説明がありました。ご意見、質問等はございませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 6 号「平成 31 年(2019 年)農業労働賃金標準額改定について」改定案のとおり決定することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 6 号「平成 31 年(2019 年)農業労働賃金標準額改定について」改定案のとおり決定します。

次に、議案第 7 号「須賀川市農業委員会規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木主任主査兼係長 説明

議長 只今、事務局から説明がありました。ご意見、質問等はございませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 7 号「須賀川市農業委員会規則の一部改正について」改正案のとおり決定することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 7 号「須賀川市農業委員会規則の一部改正

について」改正案のとおり決定します。

次に、議案第 8 号「須賀川市農業委員会事務局規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 三島木主任主査兼係長 説明

議長 只今、事務局から説明がありました。ご意見、質問等はございませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 8 号「須賀川市農業委員会事務局規程の一部改正について」改正案のとおり決定することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 8 号「須賀川市農業委員会事務局規程の一部改正について」改正案のとおり決定します。

次に、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理については、2 件です。

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書転用の受理については、2 件です。

報告第 3 号 農地改良行為工事のための届出書の受理については、1 件です。

報告第 4 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可については、2 件です。

報告第 5 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書については、13 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議は全て終了いたしました。各委員からその他で何かありましたら、発言を許します。

(委員から特になし)

議長 事務局から協議、報告事項ありましたら、お願いいたします。

事務局 農業者年金新規加入推進の現在状況報告、来月総会予定。

議 長 これにて、平成31年第2回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。